

## 委任契約書(民事)

依頼者を甲、受任弁護士を乙として、次のとおり委任契約を締結する。

### 第1条(事件等の表示と受任の範囲)

甲は乙に対し下記事件又は法律事務（以下「本件事件等」という）の処理を委任し、乙はこれを受任した。

#### ①事件等の表示

事件名 強制執行(債権差押命令申立事件、動産執行申立事件)

相手方 グローバル大学ドットコム株式会社

裁判所等の手続機関名 東京地方裁判所

#### ②受任範囲

示談折衝、書類作成、契約交渉

訴訟（一審）

調停、審判、倒産（破産、民事再生、任意整理、会社更生、特別清算）

保全処分（仮処分、仮差押）、証拠保全、即決和解

強制執行、遺言執行、行政不服申立

その他（ ）

### 第2条(弁護士報酬)

甲及び乙は、本件事件等に関する弁護士報酬につき、乙の弁護士報酬基準に定めるもののうちを付したものを選択すること及びその金額（消費税を含む）又は算定方法を合意した。

#### ☑着手金

①着手金の金額を次のとおりとする。

金 5万 2500 円（うち、消費税 2500 円）とする。

②着手金の支払時期・方法は、特約なき場合は本件事件等の委任のときに一括払いするものとする。

#### ☑報酬金

①報酬金の金額を次のとおりとする。但し、本件事件等が上訴等により受任範囲とは異なる手続に移行し、引き続き乙がこれを受任する場合は、その新たな委任契約の協議の際に再度協議するものとする。

金 円とする。

甲の得た経済的利益の 14 %（消費税は別途支払）とする。経済的利益の額は、乙の弁護士報酬基準（平成 8 年 4 月 1 日施行 第二東京弁護士会 報酬会規）に定める方法によって算出する。

②報酬金の支払時期は、本件事件等の処理の終了したときとする。

#### □手数料

①手数料の金額を次のとおりとする。

金 円とする。

②手数料の支払時期・方法は、特約なき場合は本件事件等の委任のときに一括払いするものとする。

#### □時間制（事件処理全般の時間制、着手金に代わる時間制）

①1時間当たりの金額を次のとおりとする。

金 円

②甲は時間制料金の予納を（する、しない）ものとし、追加予納については特約に定める。予納を合意した金額は 時間分である。

金 円

③予納金額との過不足は、特約なき場合は事件終了後に清算する。

#### □出廷日当

①1回当たりの日当の金額を次のとおりとする。

金 円とする。

別印とお腹いは → [REDACTED]

②甲は日当の予納を（する，しない）ものとし、追加予納については特約に定める。予納を合意した金額は\_\_\_\_\_回分である。

金\_\_\_\_\_円とする。

③予納金額との過不足は、特約なき場合は事件終了後に清算する。

□出張日当

①出張日当を（一日，半日）金\_\_\_\_\_円とする。

②甲は出張日当の予納を（する，しない）ものとし、追加予納については特約に定める。予納を合意した金額は\_\_\_\_\_回分である。

金\_\_\_\_\_円

③予納金額との過不足は、特約なき場合は事件終了後に清算する。

□その他

第3条(実費・預り金)

甲及び乙は、本件事件等に関する実費等につき、次のとおり合意する。

☑実費

①甲は費用概算として金2万円を予納する。

②乙は本件事件等の処理が終了したときに清算する。

□預り金

甲は\_\_\_\_\_の目的で

金\_\_\_\_\_円を乙に預託する。

第4条(事件処理の中止等)

1. 甲が弁護士報酬または実費等の支払いを遅滞したときは、乙は本件事件の処理に着手せず、またはその処理を中止することができる。

2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第5条(弁護士報酬の相殺等)

1. 甲が弁護士報酬又は実費等を支払わないときは、乙は甲に対する金銭債務と相殺し、または本件事件に関して保管中の書類その他のものを甲に引き渡さないことができる。

2. 前項の場合には、乙はすみやかに甲にその旨を通知しなければならない。

第6条(中途解約の場合の弁護士報酬の処理)

本委任契約にもとづく事件等の処理が、解任、辞任または継続不能により中途で終了したときは、乙の処理の程度に応じて清算をおこなうこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果にもとづき、弁護士報酬の全部もしくは一部の返還または支払をおこなうものとする。

第7条(特約)

本委任契約につき、甲及び乙は次のとおりの特約に合意した。

相手方から受領する金銭は、乙の預り金口座を指定する。預り金に利息は付さない。

意思疎通を円滑にする観点から、本事件の連絡窓口を、甲の妻の高橋良子とともにつき、了承する。

甲及び乙は、乙の弁護士報酬基準の説明にもとづき本委任契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を2通作成し、相互に保管するものとする。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲(依頼者)

住所\_\_\_\_\_

氏名 / パタリアスリヤトマカス

乙(受任弁護士)

氏名 \_\_\_\_\_